

○国土交通省告示第五百六十九号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第二項第四号イ、ハ及びニの規定に基づく砂防設備、道道及び二級河川を次のように指定する。

平成二十一年五月二十二日

国土交通大臣 金子 一義

一 砂防設備

(一) 穴の川

平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の区域におけるえん堤工

(二) 野々沢川

昭和五十九年建設省告示第千百七十五号で指定した第二号に掲げる土地の区域における床固工及び護岸工並びに昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号で指定した第三号に掲げる土地の区域における床

固工及び護岸工

(三) 戸蔦別川支流岩内川

昭和三十九年建設省告示第三千二百二十号で指定した戸蔦別川支流岩内川に掲げる土地の区域における
えん堤工

(四) 岩内川

昭和三十九年建設省告示第千二百九十七号で指定した第十四号に掲げる土地の区域及び昭和三十九年
建設省告示第千二百二十九号で指定した第二十七号に掲げる土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千二百
十四号で告示した土地の区域を除く。）におけるえん堤工

二 道路

路 線 名 指 定 す る 区 間

美唄富良野線

美唄市道有林空知管理区五二林班五四小班から芦別市幌子国有林石狩空知森林計
画区空知森林管理署四三〇七林班る小班まで

名寄遠別線

天塩郡遠別町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇六一林班は小
班から同町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇七五林班二小班
まで

北檜山大成線

久遠郡せたな町北檜山区新成国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署五四〇八

林班ろ小班から同町大成区太田一二二番一地先まで

北進平取線

勇払郡厚真町字幌内二八八番二から同町字幌内一番三まで

富良野上川線

上川郡美瑛町字ウバクベツ二番四四三から同郡東川町道有林上川南部管理区一〇

四林班四二小班まで

三 二級河川

標津川、武佐川、シユラ川、ウラツプ川、標津共成川、声問川、タツニウシユナイ川及びパンケシユプ

ナイ川（昭和四十七年建設省告示第八百八十三号で指定した区間に限る。）